

## 吉野川市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、空き家及びその付属した農地の活用を促進することにより、遊休農地の解消・発生防止、農地の保全及び有効利用、新規就農者の獲得及び本市への定住促進を図るため、吉野川市空き家情報提供事業実施要綱（平成20年吉野川市告示第10号。以下「空き家情報提供事業実施要綱」という。）に基づき登録された空き家に付属した農地に係る農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく農地の権利取得の取扱基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 別段面積 法第3条第2項第5号の規定により吉野川市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が定めた面積をいう。
- (3) 空き家 私人が所有する一戸建ての専用住宅（長屋を除く。）であって、現に居住者のいない、又は現に居住している者全員が当該住宅から転出する予定である建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）をいう。
- (4) 空き家情報登録制度 空き家情報提供事業実施要綱に基づき市内に存する空き家を市に登録することをいう。
- (5) 空き家に付属した農地 空き家情報登録制度に登録された空き家に付属する農地のうち、市内に存するものであって、一筆ごとに農業委員会が指定したものをいう。
- (6) 遊休農地 法第32条第1項各号に掲げる農地をいう。

(別段面積)

第3条 別段面積は、次の表のとおりとする。

設定区域	設定面積
空き家に付属した農地	0.01アール

2 前項の規定は、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第17条第1項の規定に基づき設定される別段面積に優先して適用するものとする。

(指定要件)

第4条 農地（市内に存するものに限る。以下同じ。）を空き家に付属した農地として指定を受けようとするときは、当該農地を一つの区域とみなし、次に掲

げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 一筆を単位とし、指定を受けようとする時点において、農地の全部又は一部が遊休農地又は耕作できうる農地であり、所有者又は法定相続人による維持管理及び農作物等の栽培が行われる見込みがないこと。
- (2) 空き家（空き家情報提供事業実施要綱に基づき登録されたものに限る。以下同じ。）及びその付属する農地の所有者（現に生存し、所有権移転登記をされた者に限る。）は、同一であること。
- (3) 空き家及びその付属する農地を一として取得又は貸借に係る権利の設定をすること。
- (4) 空き家及びその付属する農地に第三者のための貸借権、地上権等の権利の設定がされていないこと。
- (5) 農地が、利用権、農地中間管理権、作業受委託契約、多面的機能支払交付金事業等の対象になっていないこと。
- (6) 指定を受けようとする農地の周辺地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。

（指定の申請等）

第5条 空き家に付属した農地として指定を受けようとする農地の所有者は、空き家に付属した農地指定申請書（様式第1号）その他農業委員会が必要と認める書類を農業委員会に提出しなければならない。

（取得要件）

第6条 空き家に付属した農地の権利を取得しようとする者は、不動産投機等目的の農地取得を防ぐため、権利を取得した日から起算して5年以上継続して空き家へ居住し、及び当該農地を耕作しなければならない。

（取得の申請等）

第7条 空き家に付属した農地に係る権利の取得の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 取得農地を5年以上継続して耕作する旨の誓約書（様式第2号）
- (2) 賃貸契約書若しくは売買契約書の写し等の空き家に居住することが確認できるもの又はその居住の意思を確認できるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの

（遊休農地の解消の届出）

第8条 空き家に付属した農地に係る権利を取得した者は、当該農地において耕作したときは、遊休農地を解消した届出書（様式第3号）その他農業委員会が必要と認める書類を農業委員会に提出しなければならない。

（指定の解除）

第9条 農業委員会は、次の各号に該当するときは、第5条の規定による指定を

解除するものとする。

- (1) 空き家に付属した農地の権利を移転し、又は設定したことにより、当該農地の遊休農地の状態が解消したことを確認したとき。
- (2) 第4条第1号から第6号までに掲げる要件に反するとき。
- (3) 空き家情報提供事業実施要綱第6条の規定により登録が抹消されたとき。
- (4) 空き家に付属した農地の所有者又はその法定相続人から空き家に付属した農地指定解除申請書（様式第4号）の提出があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか農業委員会が適当でないと認めたとき。

（指定及び指定解除の決定）

第10条 農業委員会が空き家に付属した農地を指定し、又はその指定を解除しようとするときは、総会（農業委員会が開催する定例又は臨時の総会をいう。）の決定を経るものとする。

（告示）

第11条 農業委員会は、空き家に付属した農地を指定したとき又はその指定を解除したときは、速やかに告示するものとする。

（調査及び指導）

第12条 農業委員会は、この基準に基づき指定した空き家に付属した農地の利用状況について、適宜調査を行うものとする。

- 2 農業委員会は、この基準に基づき権利を取得した空き家に付属した農地を、適正に耕作していないと認めた場合又は今後見込まれる場合は、当該権利を有する者に指導を行うものとする。

（情報共有）

第13条 農業委員会は、第5条及び第9条の規定により提出された書類の内容については、空き家情報提供事業登録制度担当課と情報共有を行うものとする。

（補則）

第14条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、農業委員会が別に定める。

## 附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。